

異動に伴う共済組合(保険証関係)の手続きについて

令和8年4月から防衛省共済組合の電子申請が始まりました。
被扶養者がいる方の手続きについて、ご案内します！



(例) 令和8年6月1日にA駐屯(基)地からB駐屯(基)地へ異動



僕は、妻と子供2人を
扶養しています！
引っ越しもします！

A駐屯(基)地

(例) 令和8年6月1日異動



電子申請の必要は
ありますか？

B駐屯(基)地

注目!

防衛省共済組合市ヶ谷センターが開設されたことにより、各支部で
取り扱っていた短期業務等が一元化されたため、
異動に伴う「被扶養者等申告書」の申請は必要ありません。

組合員番号が変わらないため、マイナ保険証及び資格確認書はそのままお使いいただけます。

※但し、転居された場合は住所変更に伴う手続きがございます。

では、僕は住所変更だけ申請すればいいんですね？
被扶養者がいない隊員も、転居した場合は住所変更
の手続きが必要ということですか？

はい！そのとおりです！
「資格確認書等記載事項変更申告書」及び「長期組合員資格変更届」を
電子申請してください。
詳しくは、防衛省共済組合ホームページの「電子申請手続きマニュアル」をご覧ください。

QR



電子申請マニュアルはこちらから！

守るあなたを支えたい

防衛省共済組合

